

宮城県民間非営利活動促進委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮城県の民間非営利活動を促進するための条例(平成10年宮城県条例第36号)第16条第1項の規定に基づく「宮城県民間非営利活動促進委員会」(以下「促進委員会」という。)運営、及び同条例第17条第1項の規定に基づく「部会」設置、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 促進委員会は、次に掲げる民間非営利活動の促進に関する基本的事項について調査、審議し、その内容について知事に意見を述べるものとする。

- ① 民間非営利活動の促進に関する基本計画に関すること。
- ② 民間非営利活動の促進に関する施策に関すること。
- ③ 民間非営利活動団体、市町村、企業及び関係団体等との連携協力に関すること。
- ④ その他民間非営利活動の促進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 促進委員会は、委員15人以内で組織し、委員は、学識経験を有する者及び民間非営利活動関係者等のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 促進委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。
- 4 会長は、会務を総理し、促進委員会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 促進委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 促進委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 促進委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、促進委員会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会の設置)

第5条 促進委員会に次の各号に掲げる部会を置き、それぞれ別表に定める事項を調査審議する。

- 一 拠点部会
- 二 管理運営計画策定部会

(部会の組織)

第6条 部会委員は、各部会で調査審議する事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

2 部会に属すべき委員及び部会委員は、七人以内とし、会長が指名する。

3 部会委員の任期は、二年を超えない範囲内で知事が定める期間とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第3条第3項から第5項まで及び第4条第1項から第4項の規定は、部会について準用する。

(部会の議決事項)

第7条 拠点部会で調査審議する事項のうち次の事項については、拠点部会の議決をもって促進委員会の議決とするものとする。

- 一 県有遊休施設の貸付候補団体の選定
- 二 借受団体の事業実績の評価

(促進委員会への報告)

第8条 拠点部会における調査審議の結果は、促進委員会に部会長が報告するものとする。

(会議の公開)

第9条 促進委員会の及び部会の会議は、原則として公開により行うものとする。但し、当該会議の構成員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第10条 促進委員会の庶務は、環境生活部共同参画社会推進課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、促進委員会の運営に関し必要な事項は会長が促進委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成11年9月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月31日から施行する。

別表（第5条関係）

1 拠点部会

県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業に関する事項

2 管理運営計画策定部会

宮城県民会館及び宮城県民館非営利活動プラザ複合施設の管理運営計画の策定に関する事項